

留学生事業に係る会計年度任用職員（特定事務）の募集

外国人留学生の戦略的獲得のための調査・実践、プロモーションを推進する目的で、会計年度任用職員（特定事務）を公募いたします。

1. 採用人数

1名

2. 任用期間

採用日（令和4年8月1日予定）から令和5年3月31日まで

※勤務実績等により、最大4回まで更新可能（最長で令和9年3月31日まで）

3. 応募要件

- ・日本の大学（大学院）へ1年以上の留学経験を有すること
- ・日本語能力試験N1の日本語能力を有すること
- ・日本へ留学したい学生や、外国人留学生について熟知していること
- ・パソコンでの資料作成ができること（Excel, Word など）

4. 募集期間

令和4年5月31日（火曜）～令和4年6月24日（金曜）17時必着

5. 勤務条件等

（1）勤務時間

平日（月曜日～金曜日）のうち3日間

8時45分～17時30分（休憩60分）

（2）勤務日数

週3日

※契約を更新する場合でも勤務日数が変更になる可能性があります

（3）勤務場所

神戸市役所（神戸市中央区加納町6丁目5番1号）

（4）基本給

月額約131,000円（地域手当を含む）※別途、期末手当、通勤手当等を支給

福利厚生	健康保険（協会けんぽ）、厚生年金、雇用保険、公務災害補償等 ※一定の要件を満たす場合に加入します。
その他	基本給及び諸手当の額は、給与改定をうけて変更されることがあります。

6. 申込手続

提出書類	エントリーシート
申込期間	2022年5月31日（火曜）～6月24日（金曜）17時必着
申込方法	<p>① 持参による場合 以下へご持参ください。 受付時間：9時～17時 ※平日 12時～13時、土日祝日を除きます。</p> <p>② 郵送する場合 提出書類を以下へ郵送してください。 2022年6月24日（金曜）17時必着 ※ 郵便事故等については責任を負いません。</p> <p>③ 電子メールによる場合 メールのタイトルは「留学生事業採用申込」とし、送信後、電話連絡をしてください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1（神戸市役所 1号館 12階） 神戸市企画調整局産学連携推進課 大学連携担当 TEL:078-322-5030 メール：daigakurenkei@office.city.kobe.lg.jp</p> </div>
注意事項等	<p>① 提出書類に不備がある場合には返送することがありますが、返送に伴う申込みの遅延については、責任を負えません。</p> <p>② 提出書類は返却しません。なお、提出書類等により取得した個人情報については、選考以外の目的には一切使用しません。</p>

7. 任用までのスケジュール（予定）

エントリーシート受付	2022年5月31日（火曜）～2022年6月24日（金曜）17時必着
第一次選考	2022年6月下旬
第一次選考合格発表	2022年6月下旬
第二次選考	2022年7月上旬
第二次選考合格発表	2022年7月中旬
任用	2022年8月1日（予定）

8. 服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
- ・営利企業への従事（兼業）を行うことができます。ただし、以下の場合は認められませんのでご留

意ください。

- ① 兼業を行うことによって職務の遂行に支障を来すおそれがある場合
(兼業先との所定勤務時間の合計が本市常勤職員の標準勤務時間を上回る場合など)
- ② 兼業を行うことによって職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合
- ③ 兼業を行うことによって神戸市の信用を損なうおそれがある場合

■ 問い合わせ

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市企画調整局参画推進課 大学連携担当

電話：078-322-5030

メール：daigakurenkei@office.city.kobe.lg.jp

(5) 地方公務員法第 16 条により、次のいずれかに該当する人は受験できません。

①地方公務員法第 16 条の規定により、地方公務員となることができない人

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・神戸市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

②平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とする人以外）

3. 任用について

(1) 任用予定日は 2022 年 8 月 1 日です。

(2) 応募資格がないこと又はエントリーシートの記載事項が正しくないことが判明した場合には合格を取り消すことがあります。

(3) 傷病により職務に支障があると認められる場合等には、任用予定日が延期されることがあります。

(4) 日本の国籍を有しない人で就職が制限されている在留資格の人は、任用されません。

4. 選考方法

(1) 第一次選考（書面による審査）

選考内容	エントリーシートに基づき、経験や知識等について審査します。
合格発表	第一次選考の結果は、合否に関わらず、2022 年 6 月下旬に郵送等により応募者全員に通知します。

(2) 第二次選考（個別面接）

実施日時	2022 年 7 月上旬頃を予定
選考内容	個別面接を行い、最終合格者を決定します。
合格発表	第二次選考の結果は、2022 年 7 月中旬頃に郵送等により第二次選考受験者全員に通知します。

5. 勤務条件等

報酬等	月額 約 13.1 万円 (地域手当に相当する報酬含む、昇給なし)
諸手当等	期末手当、時間外勤務手当、通勤手当等
勤務日数等	週 3 日 ※ 勤務時間は、8 時 45 分～17 時 30 分（休憩 1 時間）です。 ※ ただし、土日祝日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）は除きます。 ※ 具体的な出勤日は、選考合格後、相談の上、決めさせていただきます。
休暇	年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇等）など ※会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

6. 応募方法

持参または郵送、電子メールにてエントリーシートを提出してください。

(1) 持参による場合

以下の書類送付先住所までご持参ください。

受付時間：9時～17時 *平日12時～13時、土日祝日を除きます。

(2) 郵送による場合

【書類提出先】までお送りください。

郵送事故等については、責任を負いませんのでご注意ください。

(3) 電子メールによる場合

メールタイトルは「留学生事業採用申込」とし、送信後、電話連絡をしてください。

【問い合わせ・書類提出先】

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市企画調整局参画推進課 大学連携担当

Tel : (078) 322-5030

E-mail : daigakurenkei@office.city.kobe.lg.jp

7. 選考方法

- ・1次選考：エントリーシートによる書類選考
- ・2次選考：個別面接

8. その他

その他詳細は、神戸市ホームページをご参照ください。

**神戸市企画調整局 会計年度任用職員（特定事務）募集要領
（留学生事業）**

- 採用日：2022年8月1日（予定）
- 募集受付期間：2022年5月31日（火曜）～6月24日（金曜）

神戸市では、外国人留学生の戦略的獲得のための、調査・実践、プロモーションを推進する目的で、会計年度任用職員（特定事務）を公募いたします。

1. 募集内容

- 募集人数：1名
*選考の結果、適任の方がいない場合は、採用を見合わせる場合があります。
- おもな業務内容：
 - ・外国人留学生に関する情報収集
(日本へ留学を希望する外国人学生が必要とする情報、日本で学習する外国人留学生が必要とする情報等)
 - ・日本への留学を希望する外国人学生・日本で学習する外国人留学生向けの website の構築、企画、運営
 - ・日本への留学を希望する外国人学生・日本で学習する外国人留学生等からの質問に対する回答
 - ・外国人留学生に関する高等教育機関等との会議開催の調整、出席、意見交換等
 - ・地域で開催するイベントへの外国人留学生の参加に関する補助
 - ・多文化共生イベントの開催支援
 - ・海外における外国人留学生獲得に関するプロモーション
 - ・神戸市が参画するユネスコ創造都市ネットワークのチャンネルを活用した大学都市 KOBE の情報発信
 - ・そのほか外国人留学生に関する調査や高等教育機関との調整
- 任用期間：2022年8月1日（予定）～2023年3月31日
地方公務員法第22条の2第7項に基づき1ヶ月は条件付採用とします。なお、条件付採用期間は、1ヶ月の勤務日数が15日に満たない場合、15日に達するまで任期の範囲内で自動的に延長されます。
- 勤務場所：神戸市役所
- そのほか：
 - ・地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員です。
 - ・勤務実績等が良好な場合は、面接等による選考を実施したうえ、最大4回まで再度雇用することがあります。

※5年の任期を保障するものではありません。

※契約を更新する場合でも勤務日数が変更になる可能性があります。

※勤務実績が良好であっても、組織改編等により最長年数とならない場合があります。

※来年度以降、勤務条件等が変更となる場合があります。

2. 応募要件

- (1) 日本の大学（大学院）へ1年以上の留学経験を有すること
- (2) 日本語能力試験N1の日本語能力を有すること
- (3) 日本へ留学したい学生や、外国人留学生について熟知していること
- (4) パソコンでの資料作成ができること（Excel, Word など）